

第20期事業計画

(平成24年4月1日～平成25年3月31日)

第20期の公社は、公益財団法人としての高い目標を掲げて出発する年となります。

昨年から進めている公益法人移行認定の手続きは、2月3日に電子申請を行い、現在は高知県公益法人認定等審議会の諮問答申と高知県知事の認定を待っている段階です。

新生「公社」は、平成20年の法人法施行を契機に「新しい公共」の時代にふさわしい組織の体制と事業目標を再構築し、登録有線一般放送事業者である町のケーブル事業の運営を中心とした「地域情報センター」としての公益目的を掲げて進みます。

第20期は、これまでの「公社のミッション」を踏まえつつ、予定している新定款の規定に基づき、公社の果たすべき使命、事業活動の目的や基本姿勢、職員の行動規範として、次の「公社の理念」と「公社職員の行動規範」を定めます。

【公社の理念】

ここにいるひとを、ここにあるものを
くらしの綴り方として、音と映像と文字を紡ぎ、記録し
過去と現在と未来を結ぶ「時を貫く情報」とすることを使命とします。(情報使命)

その情報資源は、いつでも、どこでも、だれもが
もっている機器や技能に関係なく利用できるよう
「最新の伝える工夫」となることに情熱をそそぎます。(情熱職員)

これら、公社の使命と情熱と一連の町民参画や寄附により培った利益は
運動にかかわる人々と地域と職員とで分かち合い
「社会全体の利益」として還元します。(協働公社)

【公社職員の行動規範】

1. 公社の職員は、公共領域を担うトップランナーとして高い倫理性を備えます。
2. 公社の職員は、地域情報センターを担うエンジニアとして高い専門性を磨きます。
3. 公社の職員は、四万十町を担うアイデアマンとして高い先進性を希求します。

私たち公社の職員は、「やさしい眼差し」と「にこやかな顔」と「優しい言葉」でお客さまに接し、その声に耳を傾け、町民に寄り添う「住民寄業」として活動します。

第20期の業務執行の骨格となる事業目標は、次のとおりです。

1) 中期計画の策定と地域情報センター

この公社の理念である「情報使命」を達成するため、公社中期計画（第21期平成25年度から第26期平成30年度の5箇年計画）を今期に策定し「地域情報センター」としての到達点と具体的な行動目標を定めます。

2) 事業継続計画の策定と運用

その中期計画の一つとして早期に取り組むべき計画として「事業継続計画」があります。

3. 11 東日本大震災では、三陸地方の3局のケーブルテレビ事業者が局舎の流出を含む甚大な被害を受けました。この大災害にもかかわらず、一つのケーブルテレビ事業者は、事業継続計画を策定し、被災後の対応を事前に取り決めていたため早期な復旧が図られたということです。

放送、通信事業を担うケーブルテレビ事業者は、災害発生時こそ、その機能を維持し必要な情報を地域社会へ供給することが使命といえます。

のことから、災害時にも事業が継続でき、かつ重要業務の操業レベルを早急に災害前に近づけられるよう事前の備えとしての「事業継続計画」を今期に策定します。

3) 業務執行体制の充実

公益法人への移行認定後は、これまでの専務理事制と理事長定例会議に加え、出納管理者（副理事長）による月例の出納管理と業務執行監査、理事会に公認会計士を顧問として臨場し経営の専門的な助言を求めるなど、業務執行体制の充実を図ります。

4) 学校給食センターの請負事業化

今期は、学校給食センターへの労働者派遣事業所として2年目となるとともに、学校給食の請負事業化への準備期間となります。これまで理事会で協議されてきた請負に伴うリスク対応を図るため、公社の人員体制はもとより学校給食の専門性を果たすべく教育委員会との協議を深めます。

5) 職員の行動規範と職員研修・情報共有

このように、公社の職員も大所帯となってきたことから、職員教育も重要な目標となっていました。

これまで、毎朝の職員ミーティングをはじめ理事長定例会議、全体会議、番組編成会議、部門長会議等の各部門会議やツイッターやGoogleドキュメントを使った情報共有、CATV受付票を使った顧客情報の一元化などを進めてきました。

今期は、公益法人移行に伴い新たに制定された公社の理念や職員の行動規範、その他の公社例規の学びを深めるとともに、OJT活動を充実させます。

あわせて、情報共有の最強の道具としての文書管理ファイリングシステムを第2四半期中には導入します。

【ケーブル部門】

1. 総括的な事項

1) 新放送法の施行に伴う事業の総点検による法令順守

昨年、放送と通信に関する抜本的な法改正があり、これまでのケーブルテレビの根拠法である有線テレビジョン放送法が廃止され、放送法に一本化されました。

これは、近年の著しい情報通信技術の革新により通信と放送の垣根がない様々な連携と融合が進められることによるものです。

四万十ケーブルテレビは、「登録有線一般放送事業者」として、県内民放局と同じような放送の品質について次のような責務を果たさなければなりません。

- ① 放送番組の3箇月保存義務
- ② 放送サービスを維持するための設備の技術基準に適合する維持義務
- ③ 放送停止等の重体事故の報告義務
- ④ ダビング10など著作権に関する法令順守
- ⑤ 約款における利用者保護の取組

公社は、放送の品質を高めるため、事業の総点検を行い「登録有線一般放送事業者」としての法令順守の徹底を図ります。

町は、放送法の改正に伴う放送事業者として、所要の予算を平成24年度予算に計上しており、新年度早期の段階で機器等の整備を行います。

【目標値】

- ・番組3箇月保存機器、ダビング10の整備（第1四半期）
- ・約款の改正と利用者保護の説明責任（第1四半期）
- ・予備機器、品質測定機器の総点検と備付（第2四半期）

2) 指定管理基本協定書の改定

今期第20期は、平成20年に締結した四万十町ケーブルネットワーク施設の管理に関する基本協定書の最終年度となり、新たな締結に向けた協議を進めなければなりません。

第19期では、公益法人移行認定のためケーブル事業の収支相償を確保するため協定書の補遺を締結し、基本利用料金の減額世帯の公社負担、リスク分担に伴う施設使用料制の導入、町の基金導入確保などについて確認したところです。

事業開始から複数年経過し、これからこの情報施設機器の取替修繕費用が増大することが予想されます。また、伝送路を支障木から保全する作業は、中山間地ならではの重要な課題となります。

指定管理基本協定の改定にあたっては、公社としての共同の責任を果たしつつ、町には、機器の更新費用等についてはあらかじめ基金等を醸成するなど、事業継続を図るための措置を講じる施策を求めていきます。

2. 自主放送に関する事項

「見るテレビから、町民が使うテレビへ」

ケーブルテレビの最大の活用方法は地域密着型の自主放送です。

第20期は、制作スタッフ臨時職員を増員し、番組の充実を図ります。

・自主番組

コミュニティ放送としての特徴を生かし「四万十町らしさ」を感じることのできる多様な番組を編成し、多くの人から愛され頼りにされ信頼される放送、見るテレビから町民がつくるテレビを目指し番組の充実を図ります。

■ 四万十うおっちんぐ

毎回企画コーナーを取り入れ再スタートした「四万十うおっちんぐ」。地域密着を看板に、地域の特徴を活かした豊かな番組と豊かなまちづくりを目指した情報番組として生まれ変わります。

- ・スポーツ・教養・文化のジャンルを取り入れ、多彩なジャンルで番組を構成します。
- ・町のひとを、町を丁寧にとりあげていきます。
- ・町外へ魅力を発信し新たなコミュニティ活動手段を見出します。
- ・地元の方をキャスターやレポーターを起用します。
- ・四万十うおっちんぐはいつ見ても”見あきない”チャンネルを目指します。

■ 企画番組

職場・地域・団体で構成する住民ディレクターを養成し、番組づくりを支援します。

それぞれの得意とする分野を番組にする制作過程（企画・取材・撮影・編集）の講座を開き、必要な機器の貸出も含め番組制作の支援を行います。番組の品質が一定確保された段階で、制作委託を推進します。

■ 生中継・収録番組・特別番組

昨年実施した「お客さまアンケート」の結果でも、80%の方から「講演会や成人式を放送で見たい」という声が寄せられました。日曜日の放送枠を利用し積極的に収録番組、特別番組を放送します。

昨年導入した電源車を活用し、中継や収録が行えるよう機器の整備を行います。

生中継には、十分なスタッフの確保が必要であることから、今期は収録を中心に中継車の試行運用を行います。

中継車は非常用電源車としても活用できることから、防災訓練の収録や各学校での収録を行い多くの学校にケーブルテレビの番組と仕事を知ってもらいました、番組作りに参加してもらいます。

これらの出来事について四万十町らしさをリアルタイムに伝え、成果品である映像コンテンツはアーカイブズとして、保存活用する取り組みを行います。

■ ニュース「四万十放送室」

「四万十うおっちんぐ」に加え新たに「四万十放送室」という番組を制作します。

この番組では、町内で最近に起こった四季折々のイベントなど、町の記録的な役割を担い様々な場所へ公社職員が出向いて取材します。

当面は、金曜日を更新日とし週に1回の更新を務めます。

【目標値】

- ・「四万十うおっちんぐ」への町民出演 (26.8%→33%)
- ・住民ディレクター制作番組 (第3四半期から月2本)
- ・生中継・収録番組・特別番組 (第1四半期から月1本)

・行政情報番組

行政情報の提供は、四万十町まちづくり基本条例や議会基本条例に基づく情報公開や町民参画を確保するための説明責任として、町の責務として取り組むべき役割です。

公社は、町の広報誌や町の取り組みと連動した番組制作について技術的支援を行ないます。また、公共施設の利用案内番組作りなどにも取り組みます。

第19期に行った「議会放送」や「学校紹介番組(広報運動)」を継続的に続け、紙媒体と映像を融合した取り組みを向上させます。

行政情報番組は、情報の内容や台本作成は役場各課が担当し、それに対する支援及び撮影、編集等を公社が担います。月に3番組の制作を実現させ、その進行は地元住民によるボランティアアナウンサーに努めてもらいます。

・文字放送

第20期は、昨年導入した外部入力と音声付放送が可能なシステムをフルに活用した情報提供を行なっていきます。

現在、高知県須崎土木事務所四万十町事務所と「道路情報提供」に関する協議に入っており、早い段階で工事の通行止め情報等を毎日更新することが可能となります。

今後は、文字のジャンプ率の工夫やイラストを使うなど「見やすい文字放送」が制作できるよう講習会などを開催していきます。

・災害時緊急放送

町役場が実施する予定の地震災害時に対応した防災訓練と連携した災害時緊急放送の訓練を実施します。

昨年導入したL字放送のレクチャー等の実施、緊急時に分かりやすい文字情報の出し方などについて、役場総務課と協力し合い勉強会等を開催します。

公社が策定する事業継続計画に基づく参加型図上演習訓練(DIG)を実施します。

【目標値】

- ・災害時緊急放送の訓練 (年1回)
- ・新庁舎・防災対策室の情報施設の基本設計支援
- ・事業継続計画に基づく参加型図上演習訓練(DIG)の実施 (年2回)

3. 通信に関する事項

通信サービスの加入者促進と無線Wi-Fiの整備

全国のブロードバンド契約数は、平成23年9月末時点では3625万8537件、普及率は67.7%。関東圏では77.5%に対し四国では51.9%、高知県では41.0%にとどまるなど、都市圏と地方では大きな格差があります。

また、世界のスマートフォン出荷台数は4億7200万台で3年後の出荷台数は現在比2倍の9億8200万台と予想され、屋内の通信接続によるオンデマンドでのテレビ視聴といった「通信の利用者」の環境が爆発的に変化することが想定されます。

のことから、NTT西日本やSTN eT、JCOMなどは家庭と屋外での無線Wi-Fiを連動して利用できるよう戦略的な整備方針を進めようとしています。

大手の光と屋外Wi-Fiによる通信サービスが参入する前に、地域情報基盤としての公社の通信サービスが支持され定着する経営方針による戦略的基盤整備が必要となります。

・高速NETコース加入促進の取組

■新規高速NET加入者の世帯比40%

昨年の新規高速NET加入者373件（目標値200件）の実績に引き続き、今期20期も高速インターネットサービスへの変更、新規加入を促進していきます。

そのために、

- ① インターネットを活用できる企画番組を作成し、自主放送番組として紹介
- ② 高速NETコース変更、新規加入者には、初期無線ルータ設定や、紹介したインターネット利活用の設定は無料
- ③ 見逃し番組がテレビで見ることができるよう、テレビにNET接続を公社が代行

■公共施設にWi-Fiスポット設置

町内にWi-Fiスポット(FreeSpot)を拡張するために、公共施設へ設置協力を求め、技術的支援を行います。また、お裾分け型無線LAN(FONルーター)の使用について紹介していきます。

屋外告知スピーカ等を無線Wi-Fi局として利活用できるよう、町と共同して研究し事業化に向けた整備方針を定めます。

■低速128Kbのコース変更対策とIP電話未利用者対策

低速128KbやIP電話については、長期にわたり利用されていない加入者が多く見受けられます。未利用者については、利用の実態を説明し、コース変更や廃止手続きのご案内についてお知らせしていきます。

【目標値】

- ・低速128Kbのコース変更対策 (128→30M)
- ・新規加入数目標 (30M/100M) 200契約
- ・希望Wi-Fiスポット公共施設 5軒 (道の駅、ホービー館、松葉川温泉)

4. お客さまサービスに関する事項

ケーブルネットワーク施設の品質管理とお客さまサービスの向上

昨年7月に地上デジタル放送移行に伴う新規加入キャンペーンを実施し、233件と予想をはるかに超える加入がありました。それ以降新たに加入された方を含み、基本契約の利用者が7,309人となりました。

昨年の放送法の改正により登録有線一般放送事業者にも高い品質の放送が求められることになり、より一層最適な運用管理を行わなければなりません。施設整備後5年間は、整備事業者であるパナソニックに総括的な保守契約を交わし定期点検及び安全点検を実施しつつ、それ以降の施設更新と保守の在り方については、他の事業者含め検討を進めてまいります。

伝送路保守につきましては、整備から3箇年が経過したこともあり、周囲の木々が成長しております。このままでは倒木等により伝送路に断線等の大きな障害が発生するおそれがあります。該当地区の区長等の意見を踏まえ危険度の高い個所から対応していきます。

また大規模な障害対応には、パナソニック・工事指定業者・役場・公社職員と連携を図り障害の早期解決に努めるとともに、指定管理協定のリスク分担について協議を行います。

放送や通信の停止事故が起こらないよう、品質管理に努めます。

自主放送や有料番組について初期整備の段階からHD化することができませんでした。また、議会放送については十和ケーブル時代の機器を再利用していることから画質や音質に対する不満の声をお客さまからいただきます。今期の早い段階で自主放送のHD化を行います。

昨年実施した「お客さまアンケート」は引き続き実施し、その声を番組づくりに反映していきます。また、四万十ケーブルテレビや公社の動きについて、広報誌や公社HPを活用して広報活動を充実させます。

・お客さの声を聴く活動

昨年は第1回お客さまアンケートを行い、加入者6,929人（休止者、アパート入居者を除く。）に発送し1,512人の方から回答をいただきました。回収率は21.8%で、444人の方から番組への提案など貴重な書き込み意見をいただきました。

今期も11月末に実施します。

また、加入者への広報活動として「オンライン」を年4回発行します。

・ケーブルテレビモニター事業

ケーブルテレビモニター事業は、公募したモニターさんに対してiPodを貸与し日常の出来事を撮影し投稿していただく企画です。毎年募集し延べ100人のモニターを目指しています。モニターさんには、取材方法、構成、撮影方法等の番組の技術向上のステップアップを図ります。

現在、モニターさんの投稿映像は「モバイルムービー（Mobile Movie）」で地域特派員として地域情報を送っていただいている。

災害時の情報提供者として参加型団上演習訓練（D I G）に参加していただきます。

・加入促進と加入案内の記録保全

各地区において、新加入者案内資料の配布、及びイベントにおけるキャンペーン等により、当四万十町ケーブルネットワークのサービスについて広く周知を図るほか、住宅事業者に協力を求める等により新規加入者促進に努めます。

また、加入者サポート体制の充実を行い、利便の向上にも努めます。

加入申込者に対しては、加入約款の重要な事項については説明内容を書面で示し本人の署名をいただくななど消費者保護の立場で十分な説明責任を果たすとともにトラブルを回避するよう記録を残していきます。

・課金の現況と対応

現在、課金の状況は、3か月滞納者に対する停波処置を徹底しており24年2月末時点で全滞納金額は24,500円となっています。

また、利用料金未払いのまま町外に転出し連絡がとれない等の加入者に対しては欠損処理をしました。23年度欠損処理の対象件数は3件、金額は23,000円となっております。

この現状を踏まえ20期では、利用料滞納の恐れがある加入者には電話連絡、督促状の送付等で支払いをうながし、また利用料金長期滞納者には、加入取り消し等の処置を講じ滞納整理事務をおこなっていきます。

・NHK団体一括契約に関する案内

ケーブルテレビ利用料金と併せてNHK受信料金を同口座から引き落とすNHK団体一括契約に関して案内を送付し、契約者数増加及び滞納者数縮小を図ります。

本契約は衛星契約に限り料金割引があり、四万十町ケーブルネットワークに加入することとのメリットをアピールするとともに、滞納者対応（支払い促進の電話連絡や解約手続きなど）の手間軽減のため、金額や引落月等を年1回通知することとします。

送付時期・・・平成24年10月頃（契約内容一斉通知に同封）

・施設の保守と品質確保

指定管理協定書の補遺に基づくリスク分担に該当する機器の総点検を実施します。

今期からスタジオ設備、ヘッドエンド装置、送受信施設等のもっぱら公社が日常的に使用する機器についてリスク分担表で個々の機器を明示しその2分の1に係る減価償却分相当額を施設使用料として分担することとしました。当該機器について、機器の前面に系統別に識別表示をし、その記録を管理する台帳を整備します。

あわせて、放送法による予備機器の備付やその他法令順守のための機器を整備します。

【目標値】

- ・ケーブルテレビモニター募集 10人 (第2四半期)
- ・特派員&スマホレクチャー 隔月開催
- ・新規加入者 100契約

5. 特記すべき事項

地域情報センターの構想

四十町第1次総合振興計画には、「普段の暮らしの中にある素晴らしさに気づき、暮らしの知恵を再発見した「モノ」や「ヒト」も「情報」の道具を使うことにより、今まで以上の価値を高めることができます。」と書かれています。

「情報」の主体である公社が、その役割を担い、地域特性や、地域資源を活かした内発的経済循環による産業の創出、雇用の促進を進める町行政と連携し、地域のヒトやモノの掘り起こしやそれらを融合した「ものづくりの場」を積極的に展開します。

① 映像コンテンツ等の保存・利活用と情報統合型ポータルサイトの構築

情報施設が地域情報センターの役割を担うことから、番組制作等で蓄積された映像コンテンツや町広報等の他の媒体の地域情報は、統合されたWebコンテンツとしていつでも・どこでも・だれもが利用できるよう共有化を進めます。

今期20期は、中期計画の重要な柱と位置づけ、全体構成、運営方法等その大枠を構築していきます。

② 高速通信ネットワークの利活用と開放

基盤整備された通信ネットワークを利用し、テレワーク事業の起業支援を行います。そのためにWebコンテンツ技術者を発掘し育成し、町の事務事業のアウトソーシングを求めます。町民が外出先でも利用ができる、旅行者や滞在者もモバイル端末による一時的な活用ができるよう、公共施設や観光施設などでのインターネット一般開放端末の設置を進めます。

【目標値】

- ・情報統合型ポータルサイトの基本設計 (第3四半期)
- ・公共施設等へのフリースポットWi-Fi整備の整備計画 (第2四半期)

【会館・公園部門】

1. 四万十会館・緑林公園の指定管理者基本協定に基づく事業計画

24年度は、四万十会館及び四万十緑林公園の使命、指定管理者制度の趣旨、新公益法人のスタートを踏まえ、より柔軟な発想をもとに施設の機能を最大限に發揮しながら効果的かつ効率的な運営を行う方針で事業を実施します。

また、四万十町の芸術文化推進の拠点のひとつとして「聴く・観る・知る・参加する・創造する・育てる」の視点から幅広い事業を展開するとともに、町民の多様な芸術文化創作活動を積極的に支援し、ホール及び公園の芸術文化活動を契機として、豊かで創造性のある町民文化の特色ある活力に満ちた地域づくりに寄与してまいります。

2. 遠川四万十会館の実施計画

会館利用者へのサービス向上策及び運営

- ① お客様第一主義を基本に、来館者の立場に立ったサービスの充実を行います。
- ② 研修会などを通じて安全、もてなしなど来館者に対するスタッフのサービス意識を高めます。
- ③ 来館者などお客様のご意見を聴取し改善に取り組みます。
- ④ 教育委員会、学校等と連携を図り芸術性の高い音楽等を通じて豊かな感性を育てる事業の充実を図ります。
- ⑤ 音響・照明・舞台操作技術ボランティア養成及び増員に努めます。
- ⑥ ホール音響・照明の技術講習会にも積極的に参加し各種コンサートの技術支援を行います。
- ⑦ ケーブル事業との共同取り組みによる会館催しの宣伝・イベント映像の発信を行います。

【目標値】

- ・ホール利用回数：年間 60 回
- ・多目的室利用回数：年間 230 回
- ・年間の利用者数：16,000 人

3. 四万十緑林公園の実施計画

公園施設設備の維持管理及び運営

- ① 施設の維持管理については、職員が日常的に安全点検を行うほか、施設全体の保全点検や公園内における事故防止のために巡視を行い、安全管理と事故防止に努めます。
- ② 火災や物損事故などの事故・事件の防止や早急な対応などの組織体制を整えるとともに、バリアフリー化など利用者の安全・安心を確保します。
- ③ ケーブル事業との共同取り組みによる番組制作及び、公園イベント映像の発信を行います。